

## 役員及び評議員等の報酬に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人景行会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬及びその他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬 報酬額は第4条に定める算定方法にて決定する。
- (2) 非常勤の理事報酬 報酬額は第4条に定める算定方法にて決定する。

#### (3) 監事 報酬

理事会、評議員会、監事監査、評議員選任解任委員会等に出席の都度、10,000円  
ただし、テレビ会議等での参加または決議省略による場合は5,000円

#### (4) 評議員 報酬

評議員会等に出席の都度、10,000円  
ただし、テレビ会議等での参加または決議省略による場合は5,000円

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 理事に対する報酬等の額は、1人当たり年額5,000,000円を上限とする範囲内で、その理事が行う業務内容及び責務内容を勘案の上、職員給与表に準拠し、且つ、社会通念上常識的な金額の範囲内で、それぞれの理事毎に評議員会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事に対する報酬は、月の初日から末日までの期間に支給する。支給は本人の同意の元、本人名義の金融機関口座に振り込む。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合記、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和2年1月1日より施行する。

この規程は、令和6年1月16日より施行する。